

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成27年12月28日

月曜日

号外

目次

監査委員公告

○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成26年3月28日付け及び平成27年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月28日

富山県監査委員 宮 本 光 明
富山県監査委員 武 田 慎 一
富山県監査委員 酒 井 三 郎
富山県監査委員 桶 屋 泰 三

(通知文)

財 第 104 号

平成27年11月24日

富山県監査委員 宮 本 光 明 殿
富山県監査委員 武 田 慎 一 殿
富山県監査委員 酒 井 三 郎 殿
富山県監査委員 桶 屋 泰 三 殿

富山県知事 石 井 隆 一

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年3月27日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

(別添)

テーマ：農業行政に関する事務事業の執行及び管理について

(H26テーマ)

監 査 結 果 報 告 書 (結 果 ・ 意 見)	措 置 の 内 容 【公表項目】
<p>第3 監査の結果</p> <p>B 事業実施の観点から</p> <p>1 農業生産力の強化</p> <p>【意見 I】</p> <p>野菜の生産拡大を支援する事業については、補助金交付の前提となる計画の検討や事業成果の判断の基礎となる報告書の提出に関して改善点はあるが、成功事例や課題を活かして、農業生産力の一層の強化を図っていく必要がある。</p> <p>(主な意見等)</p> <p>「1億円産地づくり支援事業」では、成功事例や課題を活かし更なる支援が必要である。</p> <p>なお、補助金により導入した機械の操業度が上がらない、実施状況報告書が期限内に入手できていない点などについて改善が必要である。</p>	<p>野菜の生産拡大を支援するため、1億円産地づくり支援事業について、平成26年度に県全体、ブロック別、農協別に検討会を実施し、成功事例も参考に、各農協で現状分析と課題抽出を進めるとともに、平成27年度は、産地づくり戦略の再構築と関係機関を含めた推進体制の強化を推進しているところである。</p> <p>導入機械の操業度については、平成27年度に農機メーカーの協力のもと、機械の展示会や現地ほ場での実演等を実施し、水田での作業精度や省力効果を確認したほか、機械の作業精度を高めるため、ほ場選定やほ場準備が適切に行われるよう、指導徹底を図った。</p> <p>実施状況報告については、期限</p>

「とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業」では、採択要件である栽培面積の拡大が実現していない事例があり、栽培計画を十分に検討する必要がある。

「水田農業生産振興対策事業」では、事業実施主体は目標の達成状況を報告する必要があるが、提出期限が守られていない事例があり改善が必要である。

2 担い手の育成・確保

【意見Ⅱ】

6次産業化や女性の力を有効に活用する事業については、補助対象者への必要な支援指導を今後とも積極的に行い、農業所得を増加させ、担い手育成・確保につなげていくことが望ましい。

内に報告するよう指導を徹底し、平成27年度は全て期限内に提出された。

事業実施により栽培面積拡大が実現できるよう、平成27年度は、事業採択にあたり、計画の妥当性や実現の可能性について、市町村や農協、農林振興センター等関係機関と十分検討を行った。

実施状況報告については、期限内の報告や記載方法について指導を徹底し、平成27年度は全て期限内に提出された。

6次産業化や農村女性の起業化を積極的に推進するため、従前から既存の国制度や県単独事業の活用を幅広く周知し、新商品開発・加工機材等整備の支援を継続するとともに、6次産業化サポートセンター（運営主体：富山県農業会議）とも連携し、事業者に対する助言・指導に努めてきたが、今後とも積極的に助言・指導を行っていく。

(主な意見等)

「6次産業化モデル育成事業」では、売上が伸びない状況で支援要請等を行っていない事例があった。また、個別相談件数の実績が少なく、活動の促進を求める必要がある。

「がんばる女性農業者支援事業」では、新商品ではなく既存商品に関連する費用が対象となっている事例があった。

3 農業生産基盤の確保

【意見Ⅲ】

優良な農業生産基盤を確保するための継続的な活動の結果、本県のほ場整備率は、平成24年度で83.5%と全国平均の63.2%を大きく上回っている。こうした状況のもと、野菜等への生産転換が重要であり、担い手育成が急務である本県の実情を踏まえて、水田の汎用化、農地の大区画化などの生産基盤の整備を

売上目標が達成されていなかった事業者に対しては、平成26年度の実施状況報告も踏まえ、平成27年度からは農林振興センターが指導・助言を行うほか、6次産業化サポートセンターのプランナー制度の活用を促していくこととした。また、6次産業化サポートセンターに対しても、より一層の積極的な取組みを促した。

平成26年度の補助事業の実績報告にあたっては、販売促進活動に係る補助対象経費については、事業者に対し、新たな商品開発や販路開拓に関するものなど事業目的に合致する経費のみとするよう、周知及び指導徹底を図った。

県の農業・農村振興計画に基づき、「水田の汎用化など、地域の特性に応じたきめ細かな生産基盤整備」や「大区画化など、担い手を育成・支援する総合的な生産基盤整備」に取り組むこととしており、これまでも県営事業で水田の

進めていく必要がある。

4 農村の活性化

【意見Ⅳ】

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のため、耕作放棄地への対応はもとより国土保全や地域振興などへの対応も重要であり、これらの事業を実施する他部署との情報の共有や連携が必要である。

5 食の安全確保と地産地消・食育

【意見Ⅴ】

食の安全確保と地産地消・食育の対象は主として消費者である県民であり、子供から高齢者まで幅広い世代を対象とするため、教育委員会や厚生部など他部署との情報の共有や連携が必要である。

汎用化や大区画化を行ってきた。平成27年度においても新たに5地区を採択し、33地区で生産基盤の整備をしており、今後も整備を進めていく。

農山村の活性化を図るための基本的な方向を総合的、体系的に示す中山間地域活性化指針や山村振興基本方針の改定にあたり、平成27年7月に各部局で構成する庁内連絡会議を開催し、関連部局との調整や関連施策との連携を図った。

食の安全確保や地産地消・食育については、県民あげての取り組みが必要なことから、これまでも「県食品安全推進本部」や「とやま地産地消県民会議」、「県食育推進会議」を核に、関係他部局はもとより、消費者代表や関係機関等の幅広い参画のもと各種施策を検討・推進してきているところである。

また、厚生部と連携して、関係

C 業務分担の観点から

【意見VI】 【意見25】

「農林振興センター」の設置により、ソフト・ハードの連携・調整が円滑に進むなど定着してきていることから、より一層効率的・効果的な体制となるよう、さらなる検討が望まれる。

(主な意見等)

「がんばる女性農業者支援事業」における、支援対象者の事業拡大のために必要な許認可手続等に関する指導・助言や、農地情報システムの組織横断的な利用についても、情報の共有や関連部署間の連携が必要となる。

団体に、県民を対象とした食育講座や調理実習などの実施への協力を要請するとともに、教育委員会と連携して、小中学生への食育啓発資料の作成・活用などに取り組んでいる（平成27年度は新たに、小学生向けの農業と食育の副読本を教育委員会と協力して作成）。

平成27年4月に北陸新幹線開業後の都市農村交流の一層の促進のため、農村振興課に都市農村交流係を設け対外的な窓口の明確化を図るなど、効率的・効果的な事務執行体制を整備したところである。今後とも、農林振興センターを含めた農林水産部の組織について、より一層効率的・効果的な体制となるよう検討を進めていく。

近年の食中毒や異物混入事件の発生件数の増加や事案の重大化傾向を考慮すると、食品の営業許認可制度の条件緩和に対しては慎重な検討が必要と考えられるが、6次産業化や農村女性起業の拡大に向け、食品の営業許可等許認可制度について、事業者の意見や他県

の事例を収集し、関係部局と情報共有を図っていく。

農地情報システムの活用については、平成27年4月に、施設等の情報を順次データ更新するよう各農林振興センターへ指導した。

なお、これまでも施設管理情報等各種情報を付加してきており、今後もデータの整備や更新を図っていくこととしている。そのなかで、個人情報の取扱いやデータ更新の費用などの課題もあるが、効果的な活用に向けて関係機関と情報を共有し、検討を進めていく。

D 人員分担の観点から

1 適正人員の管理

【意見Ⅶ】 【意見26】

普及指導員及び他の職種について、必要十分で過不足のない人員を確保するために、その業務内容に適した指標を設定し、適正な人員数について検討することが必要である。

また、本県の普及指導活動は、普及指導活動の重点化と関係機関・団体等との役割分担・連携強化が求められている。重要な関係機関・団体の一つである農協の営農指導員と県の普及指導員との間の役割分担として、基本的に営農指導員は、農産物の販売、兼業農家への指導、一般的な技術指導を行い、普及

普及指導活動のあり方については、地域の気候や生産基盤、農業構造などの違いにより、各都道府県において多様なものがあり、客観的な指標の設定については難しい面もあるが、引き続き本県の農業構造と類似した県との比較を進めるなどの研究を行っていく。

指導員は、担い手経営体に対する指導、産地振興のための指導を農協と連携して行っている。

現状では、農協の営農指導員と県の普及指導員との役割分担は、一定の整理が行われていると考えるが、今後は、県の普及指導員は、農協の営農指導では困難な技術面での指導や地域農業を担う営農者等に対する経営改善指導等、更なる活動の重点化を目指し、それを前提に役割分担の明確化を進める必要がある。

【意見Ⅷ】 【意見27】

業務内容の明確化は、適正な人員数を検討するための大前提となる。農業関連の普及指導活動では、普及指導活動の更なる重点化と、農協との指導対象・指導内容等の役割分担の明確化が必要と考える。

2 人件費を含む金額での事業の表示

【意見Ⅸ】 【意見29】

中長期的な対応になると考えられるが、少なくとも普及指導活動や試験研究活動など多くの職員が関与する事業については、人件費を含む金額で事業を表示し、それを利用して効率性などを判断する仕組み作りの検討が望まれる。

第 4 主要事業等の財務事務の執行状況

普及指導業務については、これまでも、農協の営農指導員との役割分担を明確にするとともに、対象の重点化を進め、活動の効率化を図っている。今後も、県の普及指導員による取組みの必要性や緊急性の高いものに活動を重点化するなど、業務内容の明確化を進めていく。

今後とも、普及指導業務の対象及び活動の重点化を図るとともに、農協の営農指導事業との役割分担の明確化を進める。

農業関係の事業に限らず、他の分野の業務にも共通する課題であり、他県での事業評価方法なども参考に、関係部局とも協議のうえ、研究していく。

C 実施結果と意見等

1 とやま食育運動推進事業費

【意見 1】

J A の内部組織のことは J A に任せ、県は食育の幅広い県民運動の展開をする観点から、J A 以外の人も含めた食育を進めるべきと考える。

幅広い県民運動として食育の実践を推進していくためには、参加者に門戸が広く開かれている必要がある。受益者が特定の集団に限定されることのないよう、一般参加者の増加に向けた工夫が必要である。

2 6 次産業化モデル事業費

【意見 2】

補助先の売上が計画に比して伸びていない場合には、売上達成できるように普及指導員がサポートセンターとの連携などにより指導・助言することが必要である。

また、補助の時点で 6 次産業化の計画の内容をよく見極めるとともに、補助後においては、選定先に対して適切な支援を行い、高付加価値化と収益性の向上を促進していくこと

食育推進フォーラムについては、特定の団体に偏ることなく幅広い観点からの知見を深めるため、主要な食育推進 3 団体（県栄養士会、県食生活改善推進連絡協議会、J A 県女性組織協議会）と、それぞれ 3 年ごとに共同で開催してきている。

平成 26 年度は、新聞等による広報で、一般参加者は全体の約 1 割、平成 27 年度は、新聞等による広報に加え、チラシの作成・配布、県及び共催団体のホームページによる広報に努めたところ、一般参加者は全体の 4 分の 1 と増加した。

売上目標が達成されていなかった事業実施者に対しては、平成 26 年度の実施状況報告も踏まえ、農林振興センターが指導・助言を行うほか、6 次産業化サポートセンターのプランナー制度の活用を促していく。

が必要である。

【意見 3】

6 次産業化ネットワーク活動推進事業費について、県は富山県農業会議に対して、「待ち」の姿勢ではなく、自ら働きかけることも含め、一層の積極的な取組みを求めるべきである。

4 水田農業生産振興対策事業費

【指摘 1】

事業実施主体は事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書を作成し、翌年度の 6 月末までに知事に提出するものとされている。県は報告のあった実施状況報告を点検し、成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合には速やかに指導する等の措置が必要なことから、事業実施主体には適切な実施状況報告書の提出を厳守させる必要がある。

5 米麦販路拡張対策費

【意見 4】

とやま米ファンクラブについて、平成 25 年度はその会員数は増加しておらず、平成 24 年度以降はとやま米の販売数量は減少していることから、当該事業はとやま米の消費拡大にはつながっておらず、県が関わる理由に乏しいと考える。結果として、全農富山県本部の

6 次産業化サポートセンターを運営する富山県農業会議に対し、農業者支援のため、プランナーによる相談活動について、より一層の積極的な取組みを促した。

実施状況報告については、期限内の報告や記載方法について指導を徹底し、平成 27 年度は適切な報告書が期限内に提出された。

とやま米ファンクラブは、富山ゆかりの方を通じて富山米の認知度を高めることをねらいとして、会員を県人会等に限定してきたが、平成 27 年度からは消費地等でのイベント来場者や新幹線開業を

販売促進に補助しているにすぎない。

とやま米ファンクラブについて、全農富山県本部への補助を見直す必要がある。

6 1 億円産地づくり支援事業費

【意見 5】

水田率の高い本県にとって稲作から園芸作物への転換は重要な戦略の一つになる。戦略品目ごとに生産、収穫、集出荷、販売の形態が異なるが、JAとなみ野の事例を分析し、他の品目に展開できるものについては積極的に指導することが必要である。

また、野菜生産等の初期投資が巨額になることを考えれば、富山スマートアグリ次世代施設園芸のように、民間の資金を積極的に活用、取り込み、県、市町村、JA 等と連携することが、大規模園芸を行う場合には必要であり、県も積極的に支援することが重要である。

【意見 6】

平成22年から始まった1億円産地づくりであるが、平成25年度の実績で1億円を超えた品目もあれば、目標達成が難しい品目もあ

機に訪れる来県者などへも積極的に加入を働きかけるなど、対象等を見直しており、平成27年7月末までの実績では、会員数・米の販売数量ともに増加している。

JAとなみ野の、的確に現状分析と課題抽出を行い、関係機関が連携して、毎年、目標達成に向けた課題解決にあたるという手法も参考に、各農協で現状分析と課題抽出を進めるとともに、平成27年度は、産地づくり戦略の再検討と関係機関を含めた推進体制の強化を推進している。

民間企業の農業参入に関しては、富山スマートアグリ次世代施設園芸の取組みを広く紹介するとともに、栽培技術面の情報提供や販売方法の助言等の支援を行っている。

平成26年度は、県全体の検討会やブロック別検討会を実施し、各農協・戦略品目ごとの課題や次年

り、一様ではない。1億円産地づくりの4年間の取組みで、各戦略品目の課題が明確になっており、それを踏まえた対策の推進が今後とも必要である。

【意見7】

1 億円産地づくり支援事業費で補助した機械について、既存の野菜専用機械が畑地使用として開発されており、本県のように水田転換畑で使用した場合、機械の作業精度は極めて悪くなることは、機械導入前においてもある程度判明していることである。導入時点において、機械の作業精度の低下を考慮するとともに、機械定植における種球転びの発生率を確認する必要がある。

【指摘2】

J Aから報告される1億円産地づくりの進捗状況とりまとめから、実施状況報告の未提出の事業実施主体について、平成25年度の栽培面積、出荷量、販売金額等実績を確認することはできる。しかし、「1億円産地づくり条件整備事業実施要領」において、事業実施主体に実施状況報告を要求している以上、実施状況報告は要領どおり期限内に入手する必要がある。

7 とやまの園芸規模拡大チャレンジ事業費

【意見8】

度対策を検討した。平成27年度は、各農協において、これまでの取組み経過の検証と産地づくり戦略の再構築を進めている。

導入機械の操業度については、平成27年度に農機メーカーの協力のもと、機械の展示会や現地ほ場での実演等を実施し、水田での作業精度や省力効果を確認したほか、機械の作業精度を高めるため、ほ場選定やほ場準備が適切に行われるよう、指導徹底を図った。

実施状況報告については、期限内に報告するよう指導を徹底し、平成27年度は全て期限内に提出された。

事業採択検討時、栽培計画の妥当性及び実現可能性について、十分な検討が必要である。野菜等園芸作物の生産は成果が出るまでには数年がかかると思われるが、少なくとも、事業実施の翌年に栽培面積が減少するような状況にならないよう実施事業主体を指導することが重要である。

【意見9】

作付面積、販売金額の目標値（増加計画額）は補助対象施設には直接影響のない「幸水」も含めた「日本なし」全体の数値で判断するのではなく、補助対象施設導入による一部の品種（「あきづき」「新高」「新興」）の作付面積増加、販売増加額によって判断する必要がある。

8 農地流動化促進対策事業費

【意見10】

「人・農地プラン」を活用して、農地の集積・集約化をどのように進めるか地域が話し合い、担い手の経営効率アップを図るよう、中田地区を参考にする必要がある。

また、所有者不明の土地により、経営転換協力金の受給が困難になり、中山間地の農地の集積・集約化の弊害となるような事例が生じないよう、農業委員会との連携を図り、協力して取り組む必要がある。

事業実施により栽培面積拡大が実現できるよう、平成27年度は、事業採択にあたり、計画の妥当性や実現の可能性について、市町村や農協、農林振興センター等関係機関と十分検討を行った。

事業を通じた産地全体の生産拡大を目指していることから、全体数値により判断したものであるが、平成27年度から、事業採択にあたっては、必要に応じて追加資料を求め、多角的な視点から評価、検討を行うこととした。

中山間地域等での農地集積を促進するため、平成26年度から新たに開始された農地中間管理事業の活用にも積極的に取り組んでおり、今後とも市町村や農業委員会と連携し、農地情報の共有（権利関係、耕作希望等）や出し手の掘り起こし、受け手とのマッチングなど、地域の話し合いの普及、啓発等を推進していく。

10 生産調整担い手育成推進事業費

【意見11】

この事業は、平成23年度から実施しており、事業実施年度は栽培面積が拡大したものの、その後減少する地区もあり、J A福光では、水田土壌で栽培条件が悪く、栽培面積が事業実施前より減少している地区も出てきており、事業実施計画の検討が不十分であったと言わざるを得ない。事業実施時には、事業実施計画書の作付計画の実現可能性を十分に検討する必要がある。

平成27年5月の市町村担当者会議で、事業実施主体である市町村に対し、事業計画の策定にあたってはJ A等の関係機関との協力体制や対象地域の中長期大豆作付計画を十分踏まえることなどを指導・要請した。

11 新規担い手確保総合対策強化事業費

【意見12】

全額を研修費用と考えることが困難なガソリン代等は、合理的な割合や目的地までの距離数などに基づいて算出した金額のみを補助金の対象とする必要があると考える。また、パソコン代や電話料・通信料等が研修費用として補助対象となっており、補助対象の再検討が必要である。

国の就農研修資金を借り受ける認定農業者が県内で就農する場合には、償還に対し助成するものであるが、国の就農研修資金制度の廃止（平成26年度）に伴い、本事業については平成27年度以降廃止した。

12 農業協同組合等育成指導費

【意見13】

農協経営指導等の研修会場費は、県農協中央会が農業総合研修所を使用して研修を実施するものであり、その利用料金は、県農協中央会が使用状況に応じて負担すべきものであり、補助の対象として県が負担すべき内容で

県農協中央会が農業総合研修所を使用して実施する研修会の会場使用料については、県農協中央会の負担とし、平成27年度から補助対象外とした。

あるか検討が必要である。

【意見14】

県農協中央会と各農協は別法人であり、また、農協役員の農協経営や研修受講への積極性を引き出すためにも、出席者に受講料の負担を求めることを検討する必要がある。

【意見15】

農協の信用事業担当者への研修効果や効率性から、県農協中央会が開催する研修会に、農林中央金庫富山支店が参加し実務的な指導も併せて行うケースも生じており、この場合の研修経費を全て補助対象とすることは、他の金融機関との公平性に欠ける。

さらに、信用事業の担当者向けの研修には、証券外務員試験事前研修会、ファイナンシャルプランナー 2 級資格取得研修会等があり、直接的に内部体制強化及び融資体制強化に結びつく経費ではないため、このような経費を補助対象とすべきか検討が必要である。

14 がんばる女性農業者支援事業費

【意見16】

事業拡大に必要となる許認可制度に関する条件緩和について、業務を実施していくにあたり他の担当部署への働きかけにより改善できるものがあれば、他県等の事例をもとに検討することが望まれる。

経営者向け研修については、経営者の積極性を引き出すため受講料の負担を求めるとし、平成 27 年度から、受講料を徴収しない場合は補助対象外とした。

個人の資格等に係る研修については、平成 26 年度から補助対象外とした。また、他の金融機関でも行われる研修については、平成 27 年度から補助対象外とした。

近年の食中毒や異物混入事件の発生件数の増加や事案の重大化傾向を考慮すると、食品の営業許認可制度の条件緩和に対しては慎重な検討が必要と考えられるが、6

【意見17】

事業目的に沿った支援を行うために、既存商品に関連する費用を補助対象とすべきか、補助対象の再検討が必要である。

15 適正農業推進事業費

【意見18】

とやまGAPの取組について、農場点検シートの回収については、ほぼ目標を達成しており、目標をチェックシートの回収率から実質的な取組へと向上するなど実際の作業改善につながるような推進が必要である。また、農作業の実施時期順に項目を並び替えた農場点検シートを用意するなど、モデル農家以外にも取り組みやすい工夫をしていく必要もある。

次産業化や農村女性起業の拡大に向け、食品の営業許可等許認可制度について、事業者の意見や他県の事例を収集し、関係部局と情報共有を図っていく。

平成26年度の補助事業の実績報告にあたっては、販売促進活動に係る補助対象経費については、事業者に対し、新たな商品開発や販路開拓に関するものなど事業目的に合致する経費のみとするよう、周知及び指導徹底を図った。

「とやまGAP農場点検シート」については、回収を目的としたものではなく、農家が自らの農場管理が適正か確認するために活用していただいているところであり、県のホームページ上でも農作業の実施時期順に整理したGAPの点検項目を公表し、幅広い農業者がGAPに取り組みやすいよう工夫してきたところである。

なお、従来、とやまGAP規範に基づき作業改善を行うモデル農家を支援してきたが、平成27年度

【意見19】

当該事業の経費として、労災保険加入案内のチラシ代 349千円を負担することを適切としているが、再検討が必要である。

からは、GAPの取組みに対する第三者認証の取得など、より高度なGAPの導入を目指す経営体を支援することとしている。

労災保険については、とやまGAP規範の必須項目の1つに位置づけて、加入を推進しているが、当該チラシについては、平成27年1月に記載内容を見直し、GAPの取組みの一環としての労災保険加入の重要性をより強調した内容に改められた。

17 県営ほ場整備交付金事業費

【意見20】

現行の総費用総便益比の考え方は国の示すマニュアルに基づいており、それ自体は誤りではない。しかし費用に対する便益がいくらかであるかを検討する場合には、施設費用のようなハード面の費用にとどまらず、担い手育成や換地対策等のソフト面の費用も含めたすべての費用に対し便益がどの程度かを明らかにする事も有用であることから、土地改良事業の効果算定について、県独自の取組を検討することが望ましい。

総費用総便益比の考え方は、ハード事業を経済的側面から投資の妥当性を検証するものであり、担い手育成や換地対策等のソフト事業の費用は事業目的が異なることなどから総費用に含めるという考え方はとられておらず、国においてもソフト面の費用を含む便益の算定手法は採用されていない。

県独自の算定手法については、こうした状況も踏まえ、その要否、可否も含め研究していく。

20 中山間地域総合農地防災事業費

【意見21】

対象施設を効果的に維持・管理、更新し、その履歴データ等の一元管理を行うためにGISを活用することは有意義である。GISが持つ機能は多く、その活用により組織横断的な情報活用による効果が期待できる。県としては施設管理面での運用が中心となるが、GISを戦略的な手段として捉え、その活用を更に進めるよう関連機関に促していく必要がある。

24 基幹水利施設管理体制整備促進事業費

【意見22】

事業の趣旨を総合的に考慮し、他の部署とも連携して、管理体制整備のための取組項目を設定し、具体的に各地区に展開する必要がある。

また、進捗を効果的に行うために計画書に設定した目標の達成度合いを定量化することも必要であると考える。

28 耕作放棄地総合対策事業費

【意見23】

耕作放棄地総合対策事業費のうちコウリャク隊の補助金について、当該事業の何の経費に補助するかについての決めがないため、今後、類似の事業を実施するにあたり、補助対

平成27年4月に、施設等の情報を順次データ更新するよう各農林振興センターへ指導した。

なお、GISの活用については、これまでも施設管理情報等各種情報を付加してしてきており、今後もデータの整備や更新を図っていくこととしている。そのなかで、個人情報の取扱いやデータ更新の費用などの課題もあるが、効果的な活用に向けて関係機関と情報を共有し、検討を進めていく。

平成27年度から、国営だけではなく、県営についても、各地区の目標やチェックリストを設定のうえ、本庁担当課にて定量的かつ統一的な視点で進捗管理を実施する。

平成27年度より創設した類似の補助金事業については、事業単独の補助金交付要綱を制定し、補助対象経費の明確化を図った。

象経費の明確化が必要である。

第 5 主要事業や継続事業等における P D C

A サイクルの実施状況

D 意見

3 事業評価表について

【意見24】

政策評価表や事業評価表は、これまでも様式を変更し、評価する側として記載しやすい様式になっているようであるが、今後は読み手にとってもわかりやすい様式となるよう改善が望まれる。

平成27年度政策評価（平成26年度の評価）において、次のとおり様式の見直しを行った。

○政策評価表

・「政策目標の達成状況」以降の各項目について、それぞれの関連が明確になるよう、施策別に記載することとした。

○事業評価表

・「今年度の改善内容（対応状況）」の項目について、「必要性等の分析」の判定がすべて「高い」であっても、再点検の観点から、改めて、今年度の取組方針等について記載することとした。

第 6 農業行政の業務実施体制（出先機関を含む）

C 実施結果と意見

2 人員等の管理

(4) 人件費を含む金額での事業の表示

【意見28】

試験研究の効果・成果を比較可能にするために、収量が増加する技術であれば、増加数量×単価などの方法で効果・成果の金額を算定することが望まれる。これにより、人件費を含む試験研究費用と試験研究効果・成果の金額から試験研究の効率性も数値化することができる。

また、試験研究活動のうち、他県で委託を実施している業務があれば、本県でも委託の実施を検討し、職員の担うべき試験研究活動に人件費を集中化する必要がある。

試験研究の課題については、経済性のほか、緊急性、重要性等も考慮して総合的に優先度を判断し設定している。研究成果の経済効果は、その後の普及程度にも大きく左右されるため、一律の手法により数値化して評価することは難しいと考えられるが、今後も定期的に評価手法の改善を検討していく。

また、単純な分析検査業務等外部委託が適切と考えられる業務については、これまでも委託で対応しているが、今後も必要予算を確保しながら、その方針を継続していく。

(通知文)

財 第 105 号

平成27年11月24日

富山県監査委員 宮 本 光 明 殿

富山県監査委員 武 田 慎 一 殿

富山県監査委員 酒 井 三 郎 殿

富山県監査委員 桶 屋 泰 三 殿

富山県知事 石 井 隆 一

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年3月27日付けで提出のあった包括外部監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252条の38第 6 項の規定により通知します。

(別添)

テーマ：公有財産（土地・建物）の適正管理と有効活用について

(H25テーマ)

監 査 結 果 報 告 書 (結 果 ・ 意 見)	措 置 の 内 容 【公 表 項 目】
<p>第四. 総論</p> <p>2. 公有財産の管理手続き</p> <p>(2) 財産管理規程等</p> <p>vii. その他</p> <p>【意見1】</p> <p>県では、富山県財産管理規則第24条において借受財産台帳への登録を要するものとされているが、借受時の登録手続について規定されていない。</p> <p>借受財産については、企業局の事業固定資産には該当しないが、事業固定資産の運用と密接に関わるものであり、借受手続の明確性を確保するために早期に明文化することが望ましいと考える。</p> <p>第五. 各論</p> <p>5. 生活環境文化部</p> <p>(1) 近代美術館</p> <p>【意見6】</p> <p>本施設については、今後、移転後の旧美術館のあり方について検討が必要となる。移転後の現建物の利用について、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会の「新富山県立近代美術館（仮称）最終報告」を踏まえ、今後、大学、市町村などの関係機関・団体への利用のニーズ調査や必要な協議等も行いなが</p>	<p>27年度中を目途に、借受手続及び登録の方法を明文化し、借受財産の管理の適正化を進める。</p> <p>活用のニーズや利活用形態などについて、これまでいくつかの関係団体等に参考意見を聴取するとともに、利活用する場合の費用についても検討してきた。</p> <p>本施設を一定程度整備して活用することについて、コストを踏ま</p>

ら検討していくことが求められる。

7. 商工労働部

(3) とやま自遊館

⑥ 監査結果

【意見9】

本施設については、当初建設資金への補助及び運転資金として、毎年度県から支出が見られる(平成24年度112,272千円)。また、利用者の増加に向けた様々な取組みが行われているものの、ここ数年の利用者数は横ばいの状況となっていることから、県の支出額を軽減するためにも、まずは、同施設の利用者の増加を図り、収支改善を行うことが急務である。なお、同施設は、富山駅に近く、また、富山県富岩運河環水公園や新富山県立近代美術館(仮称)建設予定地等に近接する立地条件であること、今後北陸新幹線も開業することから、当該エリアの中で必要とされるニーズに応じた同施設の役割等を再検討することが必要と思われる。

10. 企業局

(3) 富山中央駐車場

えて、本当に必要なニーズが存在するのか、また仮に活用する場合には、関係機関や民間活力の導入など、効果的な運用や管理方法が考えられないかといったようなことも含め、使う使わないも含めて、引き続き検討していく。

とやま自遊館では、営業損益の黒字化を目標とした「経営改善計画」(計画期間:平成23年度~平成27年度)を策定し、その着実な実施に取り組んでおり、平成26年度決算では営業損益がこの10年で初めて黒字化した。

平成27年度は、北陸新幹線の開業や、新富山県立近代美術館(仮称)の移転など周辺環境の変化を踏まえ、新たな「経営改善計画」(計画期間:平成28年度~平成32年度)を策定し、今後の利用者増加対策等について検討していく。

(4) 富山駐車場

⑥ 監査結果

【意見 13】

駐車場事業については、一般的にその性質からは民間でも十分に実施できるため、県事業として実施する必然性は低下している。特に富山駐車場については、昭和51年度に取得して以降、老朽化も進んでおり、運営を継続する場合には、将来大規模修繕もしくは建替えが必須となると予想される。

したがって、市街地における総合交通対策の一環として実施している駐車場事業については、地域開発事業としての収益を旧県営スキー場の債務処理に充当していることから、直ちに廃止することは困難としているが、近隣における民間駐車場増加の状況を踏まえ、長期的な運営方針の決定にあたっては、県として事業継続する意義及び売却を含めた検討が望まれる。

富山駐車場は駅周辺の民間駐車場の増加により公営事業として担ってきた当初の役割の薄れてきていること等から、平成27年9月末をもって廃止した。富山中央駐車場については、引き続きそのあり方の検討を行っていく。